

## 「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を越えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

#### a. 企業間の連携

地域におけるネットワークを活用したビジネスマッチング等により、販路拡大・人材確保・業務効率化・事業承継などお取引先が抱える様々な経営課題にワンストップで応えるとともに、産学官金連携によるスタートアップ育成や大手企業とのオープンイノベーションを通じて、地域から生まれる新たな技術やサービス、未来の新規事業創出の実現を支援してまいります。

#### b. IT実装支援

生産性向上やセキュリティ強化などお取引先の抱える様々な事業課題に対して、ニーズのヒアリングからITツールの導入・定着化までをサポートするITコンサルティングサービスをグループ企業と一体で提供してまいります。

#### c. 専門人材マッチング

2019年6月から人材紹介業務の取り扱いを開始しております。同業務を通じて、大企業人材のお取引先企業への還流を促すとともに、お取引先の経営課題解決、持続的成長の実現に向けた支援に取り組んでまいります。

### 2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

#### ①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっ

ては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

#### ②手形などの支払条件

下請代金は、下請業者との取引において適正な支払期日までに現金で支払います。

#### ③知的財産・ノウハウ

片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

#### ④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他

当行は、「地域社会の繁栄に奉仕する」社是のもと取引先をはじめとしたステークホルダーの皆さまと公正・対等なパートナーシップを通じ地域経済・地域社会の更なる活性化に向け取り組んでまいります。

また当行は本宣言の趣旨に賛同するとともに、お取引先の皆さまにも「パートナーシップ構築宣言」の策定を働きかけ、お取引先と一緒に会社での発展、家族の幸せにつながる未来を創る「未来創造業」の実践に向け行員一丸となって取り組んでまいります。

2021年7月7日

株式会社名古屋銀行 取締役頭取 藤原 一朗